

沼津市公式YouTubeチャンネル運用方針

決定 令和2年11月
沼津市広報課

(目的)

- 1 沼津市公式YouTubeチャンネル「numazucity」は、沼津市の業務や取組等について、動画を活用した積極的な情報発信を行うことにより、沼津市への興味関心を高め、市政への理解を深めるとともに、沼津市民の福祉の向上を図ることを目的とする。

(適用)

- 2 この方針は、沼津市公式YouTubeチャンネル「numazucity」（以下「本チャンネル」という。）を使って情報発信をする際に適用する。

(情報発信)

- 3 発信情報の適正性の確保に努めるために、チャンネル管理者（以下「管理者」という。）を置き、広報課長をこれに充てる。
- 4 本チャンネルの効果的な運用を確保するために、チャンネル編集者（以下「編集者」という。）を置き、原則、広報課職員をこれに充てる。ただし、管理者が必要と認めた場合には、この限りではない。
- 5 本アカウントのパスワードは管理者が厳重に管理し、編集者以外の者に開示してはならない。

(意思決定)

- 6 情報発信については、管理者の決裁を必要とする。

(コメントの受付)

- 7 本チャンネルに掲載した動画へのコメントについては、原則として受け付けないものとする。ただし、管理者が必要と認めた場合には、この限りではない。

(掲載基準)

- 8 本チャンネルは沼津市の業務や取組等について必要に応じて動画を掲載し、次の各号のいずれかに該当する内容を含む動画を掲載しないものとする。
 - (1) 営利目的に関するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 法令等に違反し又は抵触すると認められるもの
 - (3) 公序良俗に反するもの
 - (4) 宗教的活動を目的とするもの
 - (5) 人権侵害・差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
 - (6) 政治的活動に関するもの
 - (7) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - (8) 国内外の世論が大きく分かれているもの

- (9) 個人宣伝になるもの
- (10) 対象が特定の市民に限定されるもの
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) その他管理者が掲載することを不適当と認めるもの

(知的財産権)

- 9 本チャンネルに掲載されるテキスト、動画等の情報については、沼津市又は原作者者に帰属する。また、内容について「私的使用のための複製」など著作権法（昭和45年法律第48号）上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできない。

(免責事項)

- 10 沼津市は、本チャンネルに掲載した情報の正確性、完全性、有用性等を保証するものではない。
- 11 沼津市は、利用者が本チャンネルを利用したこと、又は利用できなくなったことにより生じたいかなる損害についても一切の責任を負わない。
- 12 沼津市は、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルにより、利用者又は第三者に生じたいかなる損害についても一切の責任を負わない。
- 13 沼津市は、予告なく本チャンネルの運用方針の変更や運用方法の見直し又は運用を中止する場合があるものとする。

(適用)

- 14 この運用方針は、令和2年11月17日から適用する。